令和４年４月21日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース　Ｖｏｌ.37（※R2.4.13 以降カウント）

※会員専用 HP にも掲載しております。　（一社）島根県歯科医師会

https://www.shimane-da.or.jp/corona

各種見舞金・助成金について（ご案内）

詳細資料は、ホームページ https://www.shimane-da.or.jp/corona に掲載しています。

１．新型コロナウイルス感染被害見舞金　（日本歯科医師会）

【給付金額】　２０万円（１回限り申請可能）

【給付対象】　令和５年３月31日までに会員歯科診療所の歯科医師やスタッフが新型コロナウイルスに感染し、休業を余儀なくされた場合。（過去に受給した方は対象外）ただし、令和5年3月31日をまたがる休診期間も対象とする。

【見舞金申請期限】　令和5年9月30日消印まで有効

※令和２年度時限措置から通算して原則、1会員歯科診療所あたり給付は１回に限る

※令和2年度以降の休診が対象となり、遡りの申請も可能

２．新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金　延長決定！

令和４年１月１日から同年６月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども

②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10（上限あり）

【問い合わせ先】　小学校休業等対応助成金コールセンター　０１２０‐６０‐３９９９

３．新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

（島根歯科４月号同封）

詳しくはホームページをご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。